

令和2年11月25日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第100号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第101号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第102号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	3
議案第103号	専決処分について（令和2年度秩父市一般会計補正予算（第5回））……	4
議案第104号	市道の認定について……………	16
議案第105号	秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例……………	18
議案第106号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	20
議案第107号	秩父市立幼稚園条例の一部を改正する条例……………	22
議案第108号	秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正 する条例……………	23
議案第109号	令和2年度秩父市一般会計補正予算（第6回）……………	25
議案第110号	令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）……………	36
議案第111号	令和2年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	41
議案第112号	令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）……………	44
議案第113号	令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）…	46
議案第114号	令和2年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）……………	48
議案第115号	令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	51
議案第116号	令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）……………	52



議案第100号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項及び第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項及び第3項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

議案第101号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第102号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第103号

専決処分について

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第5回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康



専決処分書

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第5回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月26日

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,356,286 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		11,001,301	4,000	11,005,301
	2 国庫補助金	7,935,291	4,000	7,939,291
歳入合計		38,352,286	4,000	38,356,286

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,164,114	4,000	3,168,114
	1 保健衛生費	1,060,452	4,000	1,064,452
歳 出	合 計	38,352,286	4,000	38,356,286



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	3,164,114	4,000	3,168,114
歳 出 合 計	38,352,286	4,000	38,356,286



2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	11,001,301	4,000	11,005,301
	2	国庫補助金	7,935,291	4,000	7,939,291
		3 衛生費国庫補助金	121,610	4,000	125,610

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 補助金	4,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ・ 疾病予防対策事業費等補助金	2,000 2,000

### 3 歳 出

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4		衛生費	3,164,114	4,000	3,168,114	4,000		
	1	保健衛生費	1,060,452	4,000	1,064,452	4,000		
	2	予 防 費	295,983	4,000	299,983	4,000		
							(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 2,000	
							(国) 疾病予防対策事業費等補助 金 2,000	

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助 及び交付金	4,000	○ 新型コロナウイルス感染対策事業<地域医療対策課> 4,000 18 負担金補助及び交付金 4,000 新型コロナウイルス感染症検査費助成金 4,000

議案第104号

市道の認定について

次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
影森155号線	秩父市和泉町 29番地先	
	秩父市和泉町 35番2地先	

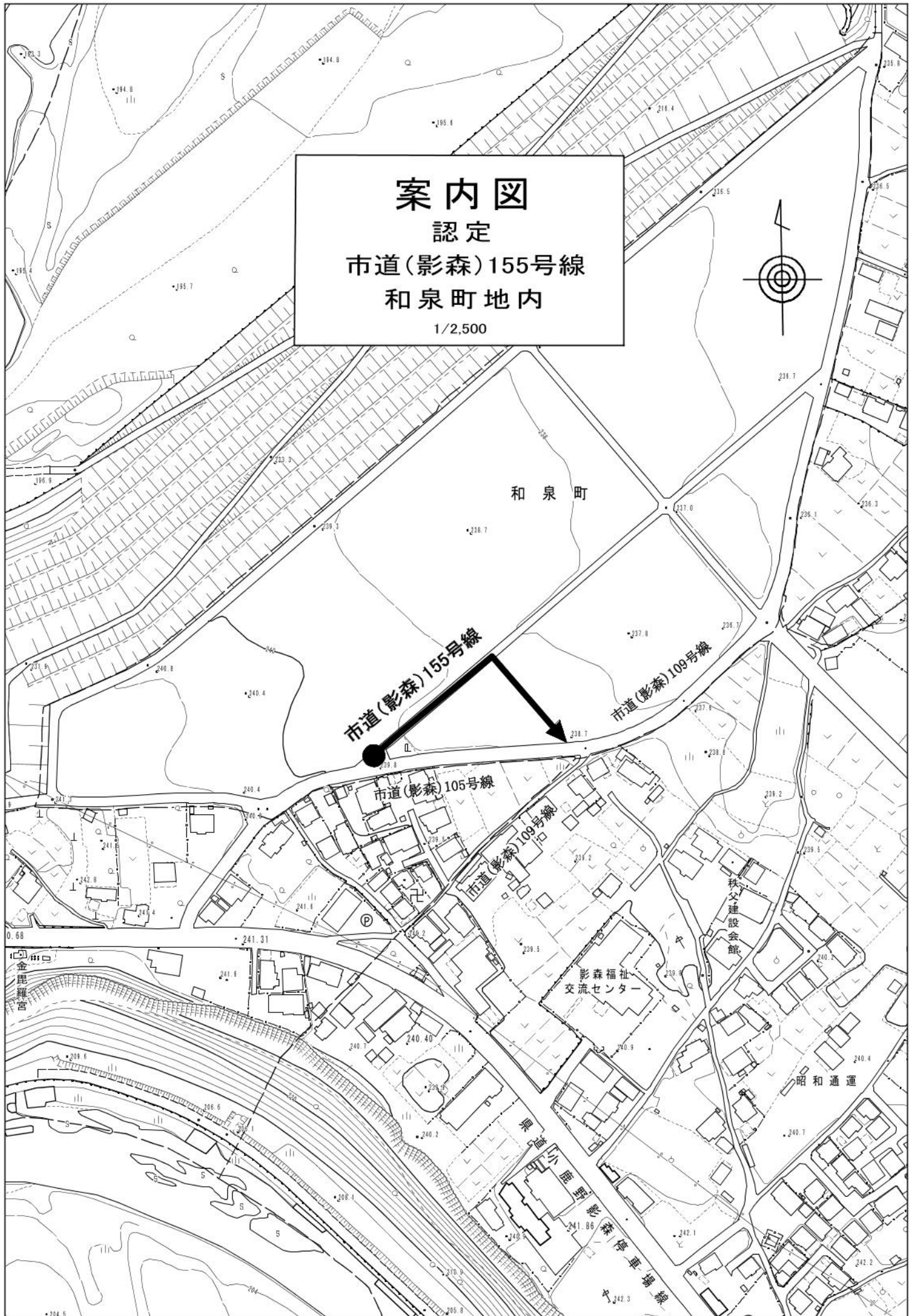
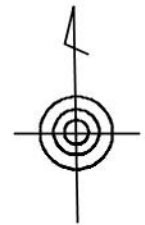
令和2年11月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図  
認定  
市道(影森)155号線  
和泉町地内  
1/2,500



議案第105号

秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成30年秩父市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任  
介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由  
がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管  
理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、  
同項を次のように改める。

2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項(第32条において準用する場  
合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第1  
40条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第  
1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすること  
ができる。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条  
第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受  
けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日  
に当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における  
第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者  
(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条  
の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5  
条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1  
号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条に  
おいて準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日にお  
ける管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削  
り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える  
改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理者の要件等に係る規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第106号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民



健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月25日提出

秩父市長 久喜 邦 康

#### 提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、軽減判定基準所得及び長期譲渡所得に係る課税の特例規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第107号

秩父市立幼稚園条例の一部を改正する条例

秩父市立幼稚園条例（平成17年秩父市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立荒川幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

提案理由

園児の減少に伴い、荒川幼稚園を閉園したいため。

議案第108号

秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する  
条例

(秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成17年秩父市条例第71号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(秩父市介護保険条例の一部改正)

第2条 秩父市介護保険条例(平成17年秩父市条例第177号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(秩父市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市後期高齢者医療に関する条例(平成20年秩父市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(秩父市秩父都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第4条 秩父市秩父都市計画下水道事業受益者負担金条例(平成17年秩父市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第5条第2項中「第19条第1項の規定による」を「第25条第1項の規定により市長の」に改める。

第9条第2項第2号中「国又は」を削る。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第2条の規定による改正後の秩父市介護保険条例、第3条の規定による改正後の秩父市後期高齢者医療に関する条例及び第4条の規定による改正後の秩父市秩父都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等及び秩父市税条例の一部改正に伴い、延滞金の割合等について、所要の改正を行いたいため。

議案第109号

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,866,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月25日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		11,005,301	136,276	11,141,577
	1 国庫負担金	3,056,176	32,958	3,089,134
	2 国庫補助金	7,939,291	103,318	8,042,609
17 県支出金		1,925,324	33,316	1,958,640
	1 県負担金	1,109,313	16,478	1,125,791
	2 県補助金	565,428	16,838	582,266
19 寄 附 金		306,302	200,000	506,302
	1 寄 附 金	306,302	200,000	506,302
22 諸 収 入		571,126	1,242	572,368
	5 雑 入	189,917	1,242	191,159
23 市 債		2,778,911	139,400	2,918,311
	1 市 債	2,778,911	139,400	2,918,311
歳 入 合 計		38,356,286	510,234	38,866,520

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		221,616	1,590	220,026
	1 議会費	221,616	1,590	220,026
2 総務費		9,783,598	83,204	9,866,802
	1 総務管理費	9,145,296	110,377	9,255,673
	2 徴税費	352,226	11,870	340,356
	3 戸籍住民基本台帳費	199,156	11,978	187,178
	4 選挙費	29,306	1,692	27,614
	6 監査委員費	19,879	1,633	18,246
3 民生費		11,341,582	81,542	11,423,124
	1 社会福祉費	5,246,428	69,467	5,315,895
	2 児童福祉費	4,923,607	16,174	4,939,781
	3 生活保護費	1,152,474	3,054	1,149,420
	4 国民年金費	17,779	1,045	16,734
4 衛生費		3,168,114	75,382	3,092,732
	1 保健衛生費	1,064,452	66,802	997,650
	3 清掃費	592,888	8,580	584,308
6 農林水産業費		618,038	3,618	614,420
	1 農業費	338,465	263	338,202
	2 林業費	279,573	3,355	276,218
7 商工費		1,869,365	15,698	1,885,063
	1 商工費	1,869,365	15,698	1,885,063
8 土木費		2,829,068	79,985	2,909,053
	1 土木管理費	229,856	5,676	224,180
	2 道路橋りょう費	1,422,548	52,520	1,475,068
	3 河川費	52,830	42,000	94,830
	4 都市計画費	983,952	6,477	977,475
	5 住宅費	139,882	2,382	137,500
9 消防費		1,239,168	3,000	1,242,168
	1 消防費	1,239,168	3,000	1,242,168
10 教育費		2,421,831	39,582	2,382,249
	1 教育総務費	511,270	14,542	496,728
	3 中学校費	297,961	972	298,933
	4 幼稚園費	57,824	8,045	49,779
	5 社会教育費	480,459	19,739	460,720
	6 保健体育費	534,675	1,772	536,447
11 災害復旧費		6,483	2,000	8,483

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 土木施設災害復旧費	6,482	2,000	8,482
13 諸支出金		1,129,750	350,000	1,479,750
	1 基金費	1,129,750	350,000	1,479,750
14 予備費		145,285	14,977	160,262
	1 予備費	145,285	14,977	160,262
歳出合計		38,356,286	510,234	38,866,520



余 白

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和2年度交付決定者分)	令和3年度から 令和6年度まで
芝桜対策事業委託料	令和3年度
料金徴収業務委託料	令和3年度
英語指導助手派遣委託料	令和3年度から 令和5年度まで

(単位：千円)

限 度 額
81,865
90,860
14,850
96,801

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設トイレ洋式化事業	19,207
3 民生費	1 社会福祉費	ほのぼのマイタウン合併浄化槽更新事業	102,476
		高篠福祉交流センター空調設備更新事業	46,783
	2 児童福祉費	花の木学童保育室改修工事設計業務委託事業	2,200
4 衛生費	1 保健衛生費	贄川宿観光トイレ増築事業	11,000
		贄川宿観光トイレ用地購入事業	8,000
6 農林水産業費	1 農業費	大滝農林業者活動センター基礎部改修事業	6,300
7 商工費	1 商工費	ちちぶ銘仙館改修事業	2,574
		BMXコース改修事業	3,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線51号線新設改良事業	62,000
		中央532号線新設改良事業	13,000
		荒川幹線3号線新設改良事業	20,000
		吉田久長46号線道路改良事業	7,000
10 教育費	5 社会教育費	宮地屋台収蔵庫ブロック塀改修事業	7,040

余 白

第 4 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 地方道路整備事業費	772,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)
6 河川等整備事業費	35,000		
13 高篠福祉交流センター 空調設備更新事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	827,900	補正前に同じ。		
	74,900			
	44,400			

議案第 1 1 0 号

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,648,012 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,340 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,075,264	800	1,074,464
	1 国民健康保険税	1,075,264	800	1,074,464
3 国庫支出金		1,375	800	2,175
	1 国庫補助金	1,375	800	2,175
4 県支出金		4,813,465	7,901	4,821,366
	1 県補助金	4,813,464	7,901	4,821,365
6 繰入金		613,553	3,035	616,588
	1 他会計繰入金	613,553	3,035	616,588
歳入合計		6,637,076	10,936	6,648,012

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		104,092	3,420	107,512
	1 総務管理費	99,769	3,420	103,189
2 保険給付費		4,748,905	7,516	4,756,421
	2 高額療養費	577,371	7,516	584,887
5 保健事業費		90,159	62	90,221
	2 特定健康診査等事業費	49,624	62	49,686
7 諸支出金		37,771	20,539	58,310
	1 償還金及還付加算金	7,900	20,539	28,439
8 予備費		78,916	20,601	58,315
	1 予備費	78,916	20,601	58,315
歳 出 合 計		6,637,076	10,936	6,648,012

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		7,847	1,000	8,847
	1 県補助金	7,847	1,000	8,847
歳 入	合 計	131,340	1,000	132,340

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		79,692	9,877	69,815
	1 施設管理費	79,581	9,877	69,704
2 医業費		39,991	666	40,657
	1 医業費	39,991	666	40,657
4 予備費		10,606	10,211	20,817
	1 予備費	10,606	10,211	20,817
歳 出	合 計	131,340	1,000	132,340

議案第 1 1 1 号

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,518 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,690,180 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,515,023	8,382	1,523,405
	2 国庫補助金	480,439	8,382	488,821
4 県支出金		910,837	1	910,836
	2 県補助金	46,003	1	46,002
6 繰入金		1,171,334	12,899	1,158,435
	1 一般会計繰入金	1,021,334	12,899	1,008,435
歳入	合計	6,694,698	4,518	6,690,180

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		188,786	11,468	177,318
	1 総務管理費	124,035	11,468	112,567
3 地域支援事業費		347,277	5	347,272
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	50,814	5	50,809
6 予備費		50,076	6,955	57,031
	1 予備費	50,076	6,955	57,031
歳 出	合 計	6,694,698	4,518	6,690,180

議案第 1 1 2 号

令和 2 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康



# 第 1 表 歳出予算補正

## 1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		282,735	631	283,366
	1 総務費	282,735	631	283,366
3 予備費		11,417	631	10,786
	1 予備費	11,417	631	10,786
歳出合計		350,129	0	350,129

議案第 1 1 3 号

令和 2 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		18,441	2,237	16,204
	1 総務管理費	18,441	2,237	16,204
5 予備費		9,552	2,237	11,789
	1 予備費	9,552	2,237	11,789
歳出合計		262,461	0	262,461

議案第 1 1 4 号

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 229,351 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		70,011	1,000	71,011
	1 使用料	70,011	1,000	71,011
歳 入	合 計	228,351	1,000	229,351

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場費		25,524	3,436	28,960
	1 事業費	25,524	3,436	28,960
2 予備費		202,827	2,436	200,391
	1 予備費	202,827	2,436	200,391
歳 出	合 計	228,351	1,000	229,351

議案第115号

令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和2年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 病院事業収益	3,177,973 千円	130,550 千円	3,308,523 千円
第1項 医業収益	2,964,994 千円	2,500 千円	2,967,494 千円
第2項 医業外収益	212,979 千円	128,050 千円	341,029 千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,351,798 千円	△134,710 千円	3,217,088 千円
第1項 医業費用	3,300,608 千円	△134,710 千円	3,165,898 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,967,076 千円	△134,710 千円	1,832,366 千円

令和2年11月25日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

議案第116号

令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和2年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,031,597千円	△4,696千円	1,026,901千円
第1項 営業費用	950,993千円	△4,696千円	946,297千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 357,734千円」を「不足する額 353,350千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,731千円、過年度分損益勘定留保資金 114,377千円、当年度分損益勘定留保資金 233,626千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,280千円、過年度分損益勘定留保資金 103,289千円、当年度分損益勘定留保資金 236,781千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	662,567千円	△4,384千円	658,183千円
第1項 建設改良費	243,853千円	△4,384千円	239,469千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	128,704千円	△9,080千円	119,624千円

令和2年11月25日提出

秩父市長 久喜邦康